

【(一財)東京都営交通協力会職員の心の健康づくり計画】

●基本方針

職員の「心の健康」を保つことは、良好な職場環境の保持・増進とともに、当会が目指す、女性・子育て支援体制の充実、ライフワークバランスの推進や職員の健康増進などに積極的に取り組み、働きやすい職場づくりにつながります。

職員一人ひとりが能力を最大限に発揮するため、職員自らが心の健康を理解し取り組むとともに、ハラスメント撲滅運動をはじめ活気ある職場環境づくりの実現を目指します。

- 1 労働安全衛生法に基づき、全ての職員が自分自身の心の健康を保持・増進できるよう、予防的見地から包括的施策を継続的かつ計画的に推進します。
- 2 労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度を、職員の心の健康づくりの総合的な取組の中に位置付け、他の包括的な予防対策と合わせて一連の取組として効果的に実施します。
- 3 物理的な面に加え、人間関係を含む心理面からも快適な職場環境づくりを推進します。
- 4 施策の実施に当たっては、各職場の実態に即して取り組み、本部及び事業所がそれぞれの役割を果たし、協力・連携して推進します。

●心の健康づくり計画

1 心の健康づくり計画の基本的な考え方

(1) 全ての職員を対象としたメンタルヘルス対策の推進

精神的に健康な職員、ストレス等により心身に様々な不調徴候が現れ始めている職員、既にメンタルヘルス不調に陥っている職員など、全ての職員を対象としたメンタルヘルス対策を推進します。(ストレスチェック等の対象者については別に定めるものとします。)

(2) 包括的な予防対策

① 一次予防

職員個人が自らのストレスに気づき、早期に対処できるようにストレスチェックを実施するほか、メンタルヘルスに関する教育・啓発を行います。

また、ストレスチェックの集団分析結果を活用することなどにより、メンタルヘルスに影響を与える職場環境等の要因の把握・改善を行い、職員のメンタルヘルス不調の未然防止及び快適で働きやすい職場環境の確保を目指します。

② 二次予防

職員が利用しやすい相談体制を整備するとともに、ストレスチェック結果に基づく高ストレス者に対する面接指導体制を整備します。

また、役員及び管理監督者もそれぞれの役割を認識し、職員のメンタルヘルス不調の早期発見に努め、産業医及び産業看護師と連携しながら迅速な対応を目指します。

③ 三次予防

メンタルヘルス不調の状態に陥った職員が、安心して効果的かつ十分な治療を受け、病状の回復を図り、円滑に職場復帰ができるよう、「職場復帰と再発防止」のための支援体制を整備します。

(3) 効果的なメンタルヘルス対策の推進

メンタルヘルス不調は、潜在的なストレスにより発生し、徐々に進行するものです。そのため、効果的な対策を推進するには、管理監督者が中心となり、一次予防から三次予防までの一連の取組を継続的かつ計画的に推進します。

(4) 予防対策における役割の明確化

職員、家族、主治医、管理監督者、産業医及び産業看護師等の役割を明確にし、それぞれが協力して積極的に取り組みます。

(5) プライバシーへの配慮

ストレスチェックの実施を含めたメンタルヘルス対策の推進に当たっては、職員のプライバシーの保護に十分留意します。

また、相談対応者及びストレスチェックに携わる全ての者は、業務上知り得た個人情報について、関係法令及び関係規程を遵守し、正当な理由なく他に漏らしてはなりません。

●心の健康づくり対策の具体的な進め方

(1) 心の健康づくり体制と役割

① 総括安全衛生管理者等

会長及び総括安全衛生管理者は、職員の健康を確保する責務（安全配慮義務）を認識し、ストレスチェックの実施を含めた心の健康づくりを推進するため、方針を明示し、必要な環境及び体制の整備に努めます。

② 職員（セルフケア）

心の健康づくりは、まず職員自身がストレスや心の健康について理解し、自らのストレスに気付くことが重要です。職員は積極的にストレスチェックを受検するとともに、ストレス軽減方法を身に付け、予防的対処を行います。また、家庭では家族、職場では同僚・先輩・上司・産業看護師等に自発的に相談するなどして、心の健康の保持・増進に努めます。

③ 管理監督者（ラインによるケア）

管理監督者は、職員の心の健康づくりにおいて中心的な役割を担います。そのため、研修等を通じて正しい知識や適切な対応方法を習得し、職場環境の改善や相談対応などに取り組むとともに、職員のメンタルヘルス不調を早期に把握し対応できるよう努めます。

④ 事業所内産業スタッフ

ア 産業医・保健師・産業看護師

これらの専門スタッフは、相談対応、予防指導、職場復帰支援、教育等を通じて、職員及び管理監督者を支援します。また、就業上の配慮が必要な場合には、所属長へ意見や助言を行います。

イ 衛生管理者等

衛生管理者等は、産業医・産業看護師の指導のもと、管理監督者と連携して教育研修や職場環境改善を行い、心の健康づくりを推進します。

⑤ 安全衛生委員会等

安全衛生委員会等では、現状や課題を調査審議し、一次から三次予防までを組織的に推進します。また、産業看護師の参加などにより、取組の実効性向上を図ります。

(2) 心の健康づくりに関する教育

教育は全ての職員に対して実施しますが、職層や職種に応じて内容を適切に設定します。

① 職員向け教育

基礎知識、ストレスチェックの活用方法、適切な対応態度、ストレス対処法などを教育します。

② 管理監督者向け教育

役割認識、早期発見・対応、プライバシー保護、不利益取扱いの禁止等について教育します。

③ 衛生管理者等向け教育

包括的予防に関する知識やプライバシー保護などについて教育を行います。

(3) 利用しやすい相談体制の整備

全ての職員が相談できるよう「健康相談窓口」を設置します。

① セミナー等による保健活動の推進

② 電話相談等の充実

(4) 職場復帰と再発防止

管理監督者は、復帰時期や職務内容等を考慮した受入計画を作成し、関係者と連携して円滑な職場復帰と再発防止を図ります。

① 療養中の状況把握と受入方針の決定

② 復職後の状況把握と業務調整

③ 復職訓練の活用

④ 産業看護師等による支援とフォローの実施